

森林育成事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林育成事業の円滑な実施を図るために定めるもので、事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「保全要領」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁長官外。以下、「農山漁村要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「保全運用」という。）、等関連通知及び森林育成事業補助金交付要綱（平成15年4月23日施行。以下「交付要綱」という。）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業計画の作成等)

第2 水産林政部長（以下「部長」という。）は、保全要領第2及び農山漁村要領の別紙17（森林整備に係る運用）（以下、「農山漁村運用」という。）第5の規定により森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

2 事業計画の作成に当たり、部長は、地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を通じて林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

(実施計画の作成等)

第3 部長は、毎年度、管轄地域において翌年度に実施する森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業に関する要望照会を、所長及び一般社団法人宮城県林業公社（以下「公社」という。）に対し実施するものとする。

2 所長は、管轄地域内の各関係機関との連絡を密にし、森林法第11条に規定する森林経営計画、特定間伐等促進計画及び実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）並びに森林所有者の意向に基づく要望を取りまとめ、部長に報告するものとする。

3 部長は、前項及び公社からの要望に基づき、保全要領第3の実施計画を取りまとめるものとする。

4 部長は、林野庁長官からの実施計画に係る国庫補助金の内示に基づき、補助金の配分予定額を所長に示すものとする。

(事前計画の作成等)

第4 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、下刈り（4回目以降、7年生以上又は2回刈りの場合に限る）、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備並びに特定機能回復事業のうち、一貫作業、下刈り、森林作業道整備並びに農山漁村地域整備交付金のうち、花粉発生源植替え、花粉発生源植替えと一体的に実施する付帯施設等整備の林木被害防止施設等整備及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、当該事業を予定する市町村ごとに別記様式第3号の計画（以下「事前計画」という。）をあらかじめ作成し、事業着手の1週間前までに所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項により提出のあった事前計画に記載された事業内容について、森林経営計画等、宮城県森林作業道作設指針（以下「作設指針」という。）及び宮城県森林作業道実施基準（以下「実施基準」という。）に適合する内容であること、並びに過去の施業履歴を照合し適切な施業間隔となっていることを確認するものとする。
- 3 所長は、事業が保安林において計画されている場合には、森林法に基づく許可申請又は届出が適切に実施されているかを確認するものとする。
- 4 所長は、各事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対して指導・助言を行うものとし、計画が適正でない場合には、提出のあった日から1週間以内に別紙様式第6号により当該事前計画を提出した者に対し事前計画の補正を求めるものとする。
- 5 事業主体は、事前計画の補正を求められた場合には、補正後の事前計画を提出した後に事業に着手するものとする。

（受委託事業）

第5 森林所有者以外の者が事業主体となり事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

森林所有者と森林経営の受委託契約を締結し、森林経営計画の策定者となっている場合に限る。

イ 森林所有者の従事

（ア） 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。以下同じ。）は、原則として、所有森林の事業（事業主体が当該森林所有者からの受託により実施する事業として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。）に従事していないこと。ただし、森林所有者が所有森林以外の森林の事業に従事した事業量（面積又は箇所数若しくは日数。以下同じ。）が過半を占める場合、所有森林の事業に当該森林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合等は、この限りでない。

（イ） 森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、ア及びイの（ア）のほか、次の要件を満たすこと。

- a 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- b 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- c 森林組合等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 判断の期間等

イの（ア）のただし書の場合に該当するか否かを判断する期間は1会計年度とし、当該年度途中の補助金交付に当たっては、同場合に該当することが確実に認められることに留意するものとする。

エ 特例措置

県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取扱いを認めることができるものとする。

オ 経費の透明化

（ア） 受託により事業を実施した事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込みを見積書（別記様式第19号の例による。）等によりを委託者に示すとともに、事業終了

後は、速やかに当該経費の精算書等（別記様式第 20 号の例による。）を作成し、森林所有者等との間で精算手続を行うものとする。

- (イ) 森林組合は、毎年度、組合員からの受託により実施した事業の内容、収支等を決算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めるものとする。

(代理申請における補助金交付申請書の作成)

第 6 森林組合等は、事業主体との請負契約により自ら施業を実施した場合を除き、事業主体の事業終了後直ちに現地調査を行い、実行状況を精査するとともに、原則として事業主体から提出された完了届（別記様式第 21 号の例による。）に基づき、事業主体に代わって補助金交付申請書を作成するものとする。

- 2 森林組合等は、補助金交付申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して確認を受けるものとする。

(補助金の代理受領)

第 7 森林組合等及び交付要綱第 3 第 5 項の規定により補助金の受領の委任を受けた森林組合連合会長（以下「森林組合連合会」という。）は、補助金交付指令を受領したときは、速やかにその旨及び補助の条件を事業主体に通知しなければならない。

- 2 代理受領した補助金は、次により速やかに事業主体に交付するものとし、支払を遅延したり、他に流用してはならない。

(1) 森林組合連合会は、10 日以内に森林組合等に交付し、補助金の支払を完了したときは、7 日以内に補助金支払明細書（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

(2) 森林組合等は、20 日以内に事業主体に交付し、補助金の支払を完了したときは、7 日以内に補助金支払明細書（別記様式第 5 号）を所長に提出するものとする。

- 3 代理受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、当該代理受領を委任をした者に全額支払うものとする。ただし、直接補助事業に関係のある次に掲げる経費については、当該代理受領を委任をした者の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(1) 補助金事務取扱手数料

(2) 補助事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(3) 補助事業地の森林保険料

(4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部（あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているものに限る。）

(補助金申請事務取扱手数料)

第 8 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(補助金の交付の申請)

第 9 交付要綱第 3 第 1 項に規定する補助金交付申請書に記載する面積、森林作業道の延長及び施業図は、測量又は精度の高い既存の図面を利用することを原則とする。なお、間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道（作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。以下同じ。）及び他事業により開

設した作業道等の線形、幅員及び延長を施業図に記載すること。

2 ポケットコンパス等による測量を実施する場合、その成果は、測点、方位角、高低角、斜距離、起点 (BP) の位置とし、測量野帳 (別記様式第 22 号の例による。) に取りまとめること。

なお、起点の位置は公共座標値又は緯度経度を記載するか、不明な場合は、施業図へ起点の位置を明記すること。また、実測を行った施行地には、各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

3 G N S S 測量を実施する場合は、次の条件を満たすものとする。

- (1) ±1 m 以下 (RMS 又は 2 DRMS) の測位精度を有する G N S S 受信機 (以下「受信機」という。) であること。
- (2) D G P S 等の補正方式を有した受信機であること。
- (3) 機器メーカーや第三者機関等による定期的な検定により、測位精度が担保された受信機であること。
- (4) 受信機の電源投入後は 1 分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行うこと。
- (5) 観測時の捕捉衛星数が 7 衛星以上であること。
- (6) 観測時の D O P 値 (P D O P 又は H D O P) が 2 以下であること。
- (7) 1 測点につき、データ取得間隔は 1 秒、観測回数は 10 エポック以上であること。
- (8) 観測時の精度が ±3 m 以下 (RMS 又は 2 DRMS) であること。
- (9) 観測結果は、測量野帳 (別記様式第 23 号の例による。) に取りまとめること。

4 UAV (ドローン) による写真測量を実施する場合は、次によるものとする。

- (1) 地上画素寸法が 30mm/画素以下となる対地高度で撮影するよう努めるものとする。ただし、当該高度で安全を確保できない場合には、地上画素寸法は任意とする。
- (2) 撮影前に、精度確認用の検証点 (対空標識) を撮影区域内の上空の開けた箇所に、2 m 以上の間隔で 2 箇所以上設置し、座標値を観測する。
なお、座標値の観測が困難な場合は検証点間距離を計測する。また、基準点等の既知点に検証点を設置する場合は、座標値の観測は不要とする。
- (3) 森林作業道については、始終点に目印 (対空標識等) を設置するよう努めるものとする。
- (4) 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。また、オルソ画像と併せて 3 次元点群データを作成するよう努めるものとする。
- (5) 精度を確認するため、GIS 等によりオルソ画像上の検証点 2 点の座標値又は検証点間距離を確認し、現地で確認した検証点の座標値又は検証点間距離との比較を行い、別記様式第 11 号に記録する。許容される誤差は、座標値で 3 m 以下、検証点間距離で 5/100 以下とする。
- (6) UAV の離着陸箇所と撮影区域が離れており、撮影区域における検証点の設置が困難な場合は、第 2 号及び前号を省略することができる。
- (7) オルソ画像 (又は 3 次元点群データ) に基づき、GIS 上で施行区域を表す図形 (以下「GIS データ」という。) を作成し、施行区域の面積又は延長を計測するとともに、別記様式第 11 号に記録する。
- (8) 事業主体又は代理申請者が前号の面積又は延長に基づき補助金交付申請を行う場合は、補助金交付申請書に別記様式第 11 号を添付するとともに、下表のとおり作成したオルソ画像及び GIS データを所長に提出する。

なお、3 次元点群データを作成した場合は、当該データも併せて提出する。

事業種	提出するオルソ画像の撮影時期	
	事業実施前	事業実施後
人工造林	任意	○
(被害処理) 特殊地拵	○	○
下刈り	任意	○
除伐	任意	○
雪起こし・倒木起こし	○	○
保育間伐	○	○
間伐・更新伐	○	○
森林作業道	○	○
付帯施設等整備	任意	○
花粉発生源植替え	任意	○
一貫作業 (林相転換特別対策)	○	○
衛生伐	○	○

- (9) データの提出に使用する電磁的記録媒体は CD-R、DVD-R、又は DVD-RW のいずれか 1 部とする。
- (10) データの提出前にはウイルスチェックを実施するとともに、データ管理票 (別記様式第 12 号) を作成の上、電磁的記録媒体のケース等に添付する。
- (11) オルソ画像のファイルサイズは 1 GB 以下とし、これを超過する場合は画像を複数に分割する又は解像度を下げる等により対応する。
- (12) データのファイル形式は、オルソ画像は GeoTIFF 又は TIFF 及びワールドファイル、3 次元点群データは LAS、GIS データはシェープファイル又は KML とする。
- (13) データのファイル名は、拡張子を除き統一するよう努めるものとする。
- (14) データの参照座標系は、平面直角座標系 (JGD2011) の第 10 系とするよう努めるものとする。
- (15) 面積又は延長の計測は、平面直角座標 (デカルト座標) により実施するよう努めるものとする。
- 5 精度の高い既存の図面 (植栽時の実測図等) を施業図として利用する場合にあって、現地で測点杭等が確認できないときは、検査員から求められた場合など必要に応じて、現地で主要測点を復元するものとする。また、申請面積と施業図として利用する精度の高い図面の面積に差異がある場合には、原則として実測し、各測点に測点杭を設置するとともに、杭には測点番号を表示すること。
- 6 森林施業面積の単位はヘクタールとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。また、森林作業道の延長の単位はメートルとし、小数点第 1 位以下を切り捨てるものとする。
- 7 人工造林、保育間伐、間伐及び更新伐については、標準地 (100 m²以上) を 1 施行地当たり 1 箇所以上設定し、施工管理を行うよう努めるものとする。
 なお、施行地内で林況が大きく異なる場合には、異なる林況ごとに標準地を設定するよう努めるものとする。
- 8 市町村等が請負に付して事業を実施する場合、請負契約に係る完了検査により適切な事業の実施が確認された後に補助金交付申請を行うものとし、提出の期日は事業完了の日から 30 日以内とする。

9 補助金交付申請が第5次又は第6次申請となる場合、積雪により現地検査の実施が困難となる恐れがあることから、オルソ画像等に基づく完了検査が可能となるよう、事業主体はUAV（ドローン）による写真測量の実施に努めるものとする。

（標準単価）

第10 標準単価は、保全要領等により知事が別に定めるものとする。

（補助対象要件等）

第11 補助対象要件等は、保全要領、保全運用、農山漁村要領及び農山漁村運用によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助の対象とする造林用樹種は、標準単価で定める樹種及びその他造林しようとする地域の自然条件に適合し、確実に森林に成立することが見込まれる樹種（原則として外国樹種、本県に自生していない樹種及び高木に成林することが見込めない樹種を除く）であって、知事が適当と認めたもの（以下「その他樹種」という。）とする。
- (2) 森林環境保全直接支援事業において機械地拵え及びコンテナ苗の活用により、主伐と一体的に再造林を実施する場合には、人工造林（一貫作業）の標準単価を適用するものとする。

なお、機械地拵えを実施した後、冬季に一旦作業を中断し、春季に再造林を実施する場合も当該単価を適用できるものとする。
- (3) 人工造林（一貫作業）及び一貫作業（林相転換特別対策）については、フォワーダ等を活用した効率的な苗木運搬の実施に努めるものとする。
- (4) 人工造林の実施後に獣害被害が確認された場合、事業主体は森林育成事業完了検査実施要領（以下「検査要領」という。）で定める「本数検査法」により被害状況を確認するとともに、獣害対策として付帯施設等整備を速やかに実施するものとする。
- (5) 下刈りは原則1回刈りとし、3回目まで、かつ6年生以下を補助の対象とする。

なお、2回刈り、4回目以降又は7年生以上10年生以下の下刈りについては、事前計画により必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。
- (6) 下刈りの2回刈りは、トータルコストの低減を図る観点から対象を1齢級とし、事業の実施後に施行箇所を1回刈りに変更して2齢級まで継続して事業を行うことは、できないものとする。
- (7) 更新伐は、天然林の質的・構造的改善を目的とする整理伐のみを対象とし、次の要件を満たすこととする。
 - ア 県実施補助事業「ナラ林保全対策事業（ナラ林更新伐）」の対象とならない林分であること。
 - イ 伐採後の更新方法について、県と現地協議を行うなど十分に検討すること。
 - ウ 伐採後に人工植栽しない場合の伐採率はおおむね70%とし、森林土壌の保全や後継樹の成立に配慮した施業に努めること。
 - エ 伐採後に人工植栽しない場合、事業主体は不用萌芽枝の除去や掻き起こし等の更新補助作業を適切に実施すること。
- (8) 間伐及び更新伐はそれぞれ、補助金の申請ごと、かつ森林経営計画ごとに、施行地の面積の合計が5ha以上のものを補助対象とする。
- (9) 保育間伐及び間伐の伐採率は、当該林分の主林木本数の20%以上とする。
- (10) 保育間伐について、伐採木が豪雨等により流木となる恐れのある施行地においては、伐倒のほか、枝払、玉切及び片付を実施するよう努めるものとする。

なお、片付とは、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は

固定し整理する工程とする。

- (11) 実行経費の算出において伐採木の搬出材積は、間伐及び更新伐については1 ha 当たり80 m³を上限として、一貫作業（林相転換特別対策）については100 m³を上限として求めるものとする。
- (12) 間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）の施行地内に搬出を実施しない林分が存在し、かつ伐倒木が豪雨等により流木となる恐れがある場合、当該林分においては、伐倒のほか、枝払、玉切及び片付を実施するものとする。
- (13) 間伐については60年生以下を補助の対象とする。
- (14) 施行地とは、同一の事業主体が同一時期に実施する同一事業種の施行区域（原則として、接続する区域）とする。また、外周は、当該施業区域の外縁部から2 mの範囲内とする。
- (15) 既設の森林作業道や他事業により開設した作業道がある場合は、その敷地面積を除いた面積を補助の対象とする。ただし、間伐及び更新伐の実施に当たり一体的に森林作業道を開設する場合に限り、当該森林作業道の敷地面積も補助対象とすることができるものとする。

なお、森林作業道の敷地面積は延長に幅員を乗じた値とし、延長及び幅員は台帳、開設時の施業図、測量データ等により確認する。
- (16) 該当する事業種が実施されていない箇所であって1箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対象面積には含めないものとする。
- (17) 衛生伐のうち松くい虫被害木の処理に係る事業内容については、宮城県森林病虫害等防除事業実施要領（平成14年4月1日施行）の別表第1によるものとする。
- (18) 雇用労働と自家労働、購入苗木と自家苗木との区分は行わない。
- (19) 農地に対して植栽する場合は、農地法に基づく農地転用の許可又は非農地証明を受けたものを補助する。
- (20) 間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）の伐採木を重量単位（t）から材積単位（m³）に換算する場合は、原則として伐採木搬出先の計算伝票等によるが、伝票等に換算係数の記載がない場合は、針葉樹は1.3、広葉樹は0.8を重量に乗じて材積を算出するものとする。
- (21) 花粉発生源植替は、森林経営計画において主伐及び再造林が計画されているものとし、スギ林又はヒノキ林を本数伐採率で概ね70%以上伐採するものとする。

また、植栽密度は1 ha 当たり1,500本以上とし、一貫作業により実施するものとする。

なお、植栽にはコンテナ苗を使用し、樹種はスギ（国または都道府県独自に「低花粉」、「少花粉」、「無花粉」のいずれかに認定された品種）及びカラマツとする。
- (22) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）は、宮城県の定める「スギ人工林伐採重点区域」内において実施され、かつ森林所有者、事業主体及び宮城県による、「本事業による施業の実施後一定期間は皆伐を行わない」旨を規定した協定が締結されたものを対象とする。

また、協定の終期は、事業完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間とする。

なお、当該協定の締結にあたっては、森林所有者と事業実施主体との間で内諾を得た後、協定締結について事業実施主体から所長を経由の上、知事に対し協議するものとし、事業着手前までに3者により締結するものとする。（別記様式30号）
- (23) 林相転換特別対策に係る一貫作業について、植栽にはコンテナ苗を使用し、樹種はスギ（国または都道府県独自に「低花粉」、「少花粉」、「無花粉」のいずれかに認定さ

れた品種)及びカラマツとする。

- (24) 森林作業道、防護柵、食害防護資材設置及び剥皮防護資材設置については、施工後の維持管理及び被害が生じた際の修繕を事業主体等が実施可能な場合に補助対象とする。また、維持管理及び修繕時に生じた廃棄物は必ず回収し、適切に処分するものとする。
- (25) 防護柵(金属柵)は、高さ1.8m以上、網目サイズ20cm以下、支柱間隔5m以下とする。また、防護柵(樹脂ネット)は、高さ1.8m以上、網目サイズ10cm以下、支柱間隔4m以下とし、スカートネットを設置するものとする。
- (26) 食害防護資材設置における資材の高さは1.7m以上とする。
- (27) 剥皮防護資材設置における資材の高さは1.5m以上とし、主林木に限り補助対象とする。
- (28) 送電線等の線下敷における施業については、過去の実績から市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢に達する見込みのない場合には、原則として補助対象としないものとする。
- (29) 現場監督費は、現場作業員又は事業実行者との契約書や、事業主体が現場作業員の監督を行っていることを証明できる書類(仕様書、指示書、日報等)を確認できる場合に限り補助対象とする。
- (30) 環境負荷低減チェックシートは実際に事業を行った者(事業実行者)が記入するものとし、現場着手前に現場状況・作業工程等を確認し作成するものとする。

(その他樹種の承認申請)

- 第12 事業主体は、第11(1)に規定するその他樹種の承認を受けるための申請を行う場合は、事業着手年度の前年度12月までに別記様式第7号により行うものとする。
- 2 市町村長及び所長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に対する意見を付けるものとする。

(森林作業道の開設又は改良)

- 第13 補助対象は、保全要領、保全運用、農山漁村運用、作設指針及び実施基準に適合し、継続的に使用される森林作業道の開設及び改良であって、県が事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると認定したものとする。
- なお、森林作業道の開設にあつては、保全要領又は農山漁村運用が定める他の森林施業と一体的に実施されるものとする。
- 2 補助を受けようとする者は、事前計画提出時に別記様式第1号(森林作業道チェックリストの様式1【路線計画用】)、補助金交付申請時に別記様式第2号(同リストの様式2【施工者確認用】)を所長に提出するものとする。
 - 3 森林作業道の路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚は $t=10\text{cm}$ とする。また、谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により路面工の流出・洗掘防止対策を施すものとする。
 - 4 森林作業道における横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。
なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。

(事前確認)

- 第14 事業主体は、やむを得ない理由により、補助金交付申請書の提出日が各事業種(森林作業道及び付帯施設等整備を除く)の完了日から起算して30日を超える場合、又は積雪等により現地検査の実施が困難となることが見込まれる場合には、別記様式第15号により、補助金交

付申請前の事前確認の実施を所長に対し依頼するものとする。

- 2 所長は、事前確認の依頼を受けたときは、第15及び検査要領に準じ速やかに現地検査を実施するものとする。
- 3 事前確認の結果、当該施行地がこの要領及び検査要領の規定に適合しないものであるときは、事業主体は速やかに改修を行うものとする。
- 4 事業主体は、前項により改修を行った場合、第1項に準じて所長に対し再確認を依頼する、又は完了検査時に再確認を申し出るものとする。
- 5 前項により再確認が依頼された場合の手続きについては、第2項及び第3項に準ずる。
- 6 再確認により改修後の状況が確認されなかった施行地については、補助の対象とならないものとする。
- 7 確認者は、事前確認及び再確認の実施後、速やかに別記様式第16号にとりまとめ、所長に報告するものとする。
- 8 所長は、事前確認及び再確認の結果について、事業主体に通知するものとする。
- 9 事前確認関係書類は、完了検査関係書類とともに保存するものとする。

(完了検査)

- 第15 所長は、補助金交付申請書を受理したときは、検査要領により、次のとおり完了検査を行うものとする。
- (1) 検査を行う検査員は、所長が命ずる職員とする。
 - (2) 所長は、検査を行おうとするときは、別記様式第8号により事業主体又は森林組合等に通知するものとする。
 - (3) 検査は、事業主体又は森林組合等が立ち会いの上、行うものとする。
 - (4) 検査の結果、当該施行地がこの要領及び検査要領の規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、不合格である旨を申請者に通知するものとする。
 - (5) 検査員は、検査後速やかに別記様式第9号に結果を記入し、別記様式第10号の完了検査復命書により所長に報告するものとする。
 - (6) 所長は、補助金交付申請書類を部長に進達する際に前号の完了検査復命書の写し及び検査調書を添付するものとする。
 - (7) 検査調書及びこれらに類する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して5か年間(林相転換特別対策は10年間)保存しなければならない。
 - (8) 所長は、検査を行った施行地の情報(位置、区域、面積等)についてGIS等で管理し、以後の検査等に活用するものとする。

(補助金受領後の書類整備)

- 第16 事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
- (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿(別記様式第24号の例による。)
 - (2) 施行地ごとの施行台帳(別記様式第25号の例による。)
 - (3) 補助金及び経費明細書(別記様式第26号の例による。)
- なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書(別記様式第27号の例による)を森林所有者等に通知するものとする。

(更新伐に係る更新調査)

- 第17 所長は、更新伐実施完了年度の翌年度から起算して2年を経過した施行地において更新調

査を実施し、適切に更新が完了しているか確認するものとする。ただし、当該施行地において本事業により人工造林を実施し、完了検査で合格とされた場合には更新調査の実施を省略できるものとする。

- 2 更新調査を行う調査員は、所長が命ずる職員とする。
- 3 更新調査は、更新伐の全施行地について、面積 5 ha 当たり 1 箇所以上の任意の場所に面積 100 m²（原則 10m×10m）の標準地を設定し、次の更新完了基準に適合しているかを確認するものとする。
 - (1) 更新完了基準（植栽による更新の場合）

市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数により植栽が実施され、枯損本数が植栽本数の 20%以下であること。
 - (2) 更新完了基準（天然更新による更新の場合）
 - ア 天然下種更新又はぼう芽更新によるものであること。
 - イ 後継樹は、すべての針葉樹、ナラ類、クヌギ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ、ブナ類、ミズキ類、ハリギリ、アオダモ、ミズメ、アサダ、クルミ類、ケヤキ等将来高木となりうる樹種であること。
 - ウ 樹高が 30 c m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等がヘクタール当たり 1,700 本以上（標準地当たり 17 本以上）又は市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数以上存在すること。
- 4 更新調査の結果、当該施行地が更新完了基準に適合しないものであるときは、事業主体又は代理申請者は、市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数が満たされるよう植栽を実施しなければならない。
- 5 4 により植栽を実施した場合、所長は再調査を実施するものとする。
- 6 所長は、更新調査及び再調査を行おうとするときは、別記様式第 28 号により事業主体又は代理申請者に通知するものとする。
- 7 更新調査及び再調査は、事業主体又は代理申請者の立会のもと行うものとする。
- 8 調査員は、更新調査及び再調査の実施後、速やかに別記様式第 29 号にとりまとめ、所長に報告するものとする。
- 9 更新調査関係書類は、更新伐の完了検査関係書類とともに保存するものとする。

（転用等及び補助金返還の届出（承認））

第 18 補助金受領者は、当該補助金に係る事業の施行地において転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。）をしようとする場合又は保全要領第 12 の 1 の規定により補助金相当額を返還する場合は、別記様式第 13 号によりあらかじめ所長に届け出るものとし、その届出に係る行為の着手前に保全運用第 18 に基づき農林水産大臣の承認を得るものとする。

- 2 所長は、前項の届出があった場合は、内容を審査の上、次に掲げる事項を付して部長に提出するものとする。
 - (1) 完了検査者名、完了検査年月日及び検査面積
 - (2) 転用等又は補助金返還に対する意見

（補助金返還減免の協議（同意））

第 19 補助金受領者は、保全運用第 18 に規定する補助金相当額の返還の減免を受けようとする場合は、別記様式第 14 号により、所長を経由の上、知事に協議するものとし、その協議に係る行為の着手前に農林水産大臣の同意を得るものとする。

- 2 所長は、前項の協議があった場合は、内容を審査の上、次に掲げる事項を付して部長に提出するものとする。

- (1) 完了検査者名、完了検査年月日及び検査面積
- (2) 協議に対する意見

(事業で造成した施設の維持管理)

第20 事業主体又は当該施設の管理権原を有する者は、施設（森林作業道、防護柵等）の管理台帳を、森林作業道は別記様式第17号により、防護柵は別記様式第18号により作成し、事業実施年度の翌年度の5月31日までに事業地を管轄する所長に写しを提出するものとする。

また、施設の性能を継続的に確保するため、維持管理及び施設の性能を棄損する被害が生じた場合の修繕を適宜実施するとともに、当該修繕内容を管理台帳に追記の上、作業終了後所長に写しを提出するものとする。

特に防護柵については、実施した年間の巡視の実施状況及び修繕内容を台帳に追記の上、事業実施年度の翌年から5年間、毎年5月31日までに所長に写しを提出するものとする。

(写真の撮影等)

第21 事業主体は、保全運用第12の(1)及び別表(写真管理基準)に基づき、現地写真を撮影し管理するとともに、完成写真としてとりまとめ補助金交付申請書に添付するものとする。

(書類の提出部数)

第22 この要領により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

(書類の経由)

第23 この要領により知事に提出する書類は、事業地を管轄する地方振興事務所（地域事務所）を経由の上、提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年8月21日から施行する。
- 2 造林事業実施要領（昭和49年12月25日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別表

写真管理基準

1 現地写真は、原則として次により撮影・管理するものとする。

(1) 原則として写真データにGPS等による位置情報が記録されるよう撮影すること。

なお、位置情報の記録が無い場合には、撮影位置及び方向を記載した写真撮影位置図を写真に添付すること。

(2) 定めが無い場合には、撮影項目ごとに1施行地当たり1枚以上撮影すること。

(3) 事業年度、施行地名及び施業内容（事業種、面積又は延長、植栽密度、伐採率等）を明記した黒板等を含め撮影すること。

(4) 測点にはポール等の目印を設置し撮影すること。

(5) 撮影した写真には説明文を付すこと。

(6) 撮影した写真は、ソフトウェア等を活用し適正に管理・保存するよう努めること。

2 事業種別の写真管理項目は次のとおりとする。

なお、次の各項目及び前項第3号の除地に係る写真は、オルソ画像により判別可能な場合は撮影不要とする。

事業種	写真管理項目				
	撮影項目	実施前	実施中	完了後	備考
人工造林	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	施工状況 (地拵え)		○		・地拵えが人力と機械のどちらによるものか判別可能な写真。
	苗の種類及び規格	○			
下刈り	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。 ※2回刈の場合は、1回目と2回目のそれぞれについて撮影すること。
下刈り	植栽木及び下草の高さ	○		○	・ポール等を設置し、植栽木及び下草の高さが確認できる写真 ※実施前に、下草が主林木の生育を妨げていることが確認できる写真を撮影すること。 ※2回刈の場合は、1回目と2回目のそれぞれについて撮影すること。

事業種	写真管理項目				備考
	撮影項目	実施前	実施中	完了後	
除伐	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、実施前には、不用木が主林木の生育を妨げていることが確認できる写真を別途地上から撮影すること。
雪起こし 倒木起こし	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
保育間伐	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	施工状況 (枝払・玉切・片付)		○		
間伐 更新伐	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。 ※列状間伐の場合は、伐採列数及び残列数が確認できる写真を撮影する
	施工状況 (集材・造材)		○		・集材が車両系と架線系のどちらによるものか判別可能な写真。 ・造材がプロセッサとチェーンソーのどちらによるものか判別可能な写真。
森林作業道	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	幅員			○	・本線及び支線それぞれについて、1箇所以上の実測値が確認できる写真。
	敷砂利の敷幅 及び敷厚	○		○	・本線及び支線それぞれについて、1箇所以上の実測値が確認できる写真。
	横断排水工 (資材の規格・数量 及び出来形)	○		○	・資材の規格・数量を実施前（検収時）に撮影する。 ・実施後に、県が示す標準仕様と同等以上の機能を有するものであることが確認できる写真を撮影する。
防護柵	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	資材の規格・数量 及び出来形	○		○	・森林作業道（横断排水工）に準ずる。

事業種	写真管理項目				
	撮影項目	実施前	実施中	完了後	備考
忌避剤	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	薬剤の種類及び使用量	○		○	
花粉発生源 植替え	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	施工状況 (機械地拵え、苗木運搬)		○		・一貫作業であることが確認できる写真。
	苗の種類及び規格 (コンテナ苗、樹種)	○			
一貫作業 (林相転換特別対策)	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	施工状況 (集材・造材)		○		・集材が車両系と架線系のどちらによるものか判別可能な写真。 ・造材がプロセッサとチェーンソーのどちらによるものか判別可能な写真。
	施工状況 (機械地拵え、苗木運搬)		○		・一貫作業であることが確認できる写真。
	苗の種類及び規格 (コンテナ苗、樹種)	○			
食害防護資材 設置 剥皮防護資材 設置	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	資材の規格・数量 及び出来形	○		○	・森林作業道(横断排水工)に準ずる。
衛生伐	全景	○		○	・オルソ画像の作成に努めること。 なお、地上から撮影する場合は、同一箇所から撮影すること。
	施工状況(木寄せ・ビニールくん蒸・チップ処理・へり運搬)		○		

事業種	写真管理項目				備考
	撮影項目	実施前	実施中	完了後	
衛生伐	対象木	○		○	・遠景写真やオルソ画像等の空中写真により対象木が全て伐倒されたことを確認できる場合を除き、全本数を撮影すること。 なお、スプレーやナンバリング等により、全対象木の伐根の写真と調査野帳との整合がとれるように管理されている場合は、実施前の写真は省略可能とする。

様式1【路線計画用】

森林作業道チェックリスト

チェックリスト記載日：年号 年 月 日

事業名：

事業主体名：

路線計画代表者氏名：

路線計画者氏名：

※複数の担当者が路線計画作業に従事した場合は代表する者の氏名を記載する。

実施市町村名：

路線名：

起点： 林班 林小班

終点： 林班 林小班

幅員： m

延長： m

路線計画図（1/5000）

別記様式第1号

区分	チェック項目	チェック欄	特記事項
路線計画	① 十分な現地踏査を行って、路線計画を決定したか。(踏査日を特記事項欄に記入)		
	② 地形、地質の安定している箇所を通過するように計画したか。		
	③ 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配で計画したか。		
	④ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、人家、施設、水源地などがある場合、それらを迂回するよう検討したか。		
	⑤ やむを得ず破碎帯などを通過する場合は、区間を極力短くしたり、簡易な工作物等を適切な位置に設置するよう計画したか。		
	⑥ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮して計画したか。		
	⑦ 造材、積み込み作業や作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置するよう計画したか。		
	⑧ 作設費用と得られる効果のバランスに留意したか。		
	⑨ 近傍の作設事例地を参考にしたか。(参考にした場合、特記事項欄に事例地を記入)		
	⑩ 森林法等に基づく届け出等の手続について、林務担当部局に確認を行ったか。(手続を行った場合、特記事項欄に記入)		
	⑪ 丸太組工を計画する場合は、丸太組工の高さをできるだけ低くするよう計画したか。		
	⑫ 丸太組工を計画する場合は、機能を維持していくため適切な維持管理が必要となることを地権者等に説明したか。(説明相手方等を特記事項欄に記入)		

別記様式第1号

区分	チェック項目	チェック欄	特記事項
路線計画	2 幅員	① 使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合するよう計画したか。(車両クラス、林地傾斜度を特記事項欄に記入)	
	3 縦断勾配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本に計画(概ね10°(18%)以下が目安)したか。(上記を超える区間がある場合は、特記事項に記入)	
		② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力などのほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮して計画したか。(滑り止めの工夫等を計画した場合は、特記事項に記入)	
		③ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせをできるだけ避けるように計画したか。	
	4 排水計画	① 横断排水施設やカーブを利用して分散排水するように計画したか。	
		② 適切な排水先がない場合や湧水などがある場合は側溝等により導水するように計画したか。(湧水などがある場合、必要により路線図に記入)	
		③ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避けるように計画したか。	
		④ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしないように計画したか。	

注 事業計画者や作業従事者が計画の企画立案や作設作業実施時に考慮した場合は、チェック欄に「☑」を記入するとともに、特に留意した点などを特記事項欄に記入すること。項目の該当がない場合は「-」を記入すること。

様式2【施工者確認用】

森林作業道チェックリスト

チェックリスト記載日：年号 年 月 日

事業名：

事業主体名：

路線計画代表者氏名：

施工者氏名：

実施市町村名：

路線名：

起点： 林班 林小班

終点： 林班 林小班

幅員： m

延長： m

路線計画図（1/5000）

別記様式第2号

区分		チェック項目	チェック欄	特記事項
I 施工	1 土質	① 土質を検討したか。		
		② 土質に応じた施工方法を検討し、実施したか。(切土の直切の可否など、特記事項欄に記入)		
	2 切土	① 切土高は 1.5m程度以内を基本としたか(ヘアピン区間等を除く)。なおかつ高い切土が連続しないように施工したか。(施工できなかった区間がある場合、必要により路線図に記入)		
		② 切土のり面勾配は土砂の場合は5～8分、岩石の場合は3分を基本として施工したか【直切が可能な場合は、切土高が1.2m程度以内で直切を実施可】。(施工できなかった区間がある場合、必要により路線図に記入)		
	3 盛土	① 堅固な路体をつくるために、締固めは概ね30cm程度の層ごとに十分に行ったか。		
		② 盛土のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配で施工しているか。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分～1割5分程度の勾配で施工したか。(施工できなかった区間がある場合、必要により路線図に記入)		
		③ 腐朽し、盛土路体が劣化する原因となる末木、枝条などを盛土路体に巻き込まないように施工したか。		
		④ 作設現場にある丸太を無意味に盛土路体に巻き込まないように施工したか【路体の劣化を招くだけでなく、締め固めができないので、行わない】。		
		⑤ 剥ぎ取り表土を盛土のり面の緑化材料として活用したか。		
		⑥ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせるように施工したか。		
⑦ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行ったか。				

別記様式第2号

区分	チェック項目	チェック欄	特記事項
I 施工	4 曲線部	① 林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を確保したか。	
	5 簡易構造物等	① 構造物は、適切なものを選定し、適切な位置に設置したか【作設指針に適合する簡易なものとし、不必要に高価で高規格なものを使っていないかの観点】。(高規格な構造物を設置した場合、特記事項欄に記入)	
		② やむを得ず軟弱地盤の箇所を通過する場合は、水抜き処理を行ったり、側溝等を設置したか。(必要により、施工箇所を路線図に記入)	
		③ やむを得ず森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策をとったか。(必要により、施工区間を路線図に記入)	
		④ 火山灰土など、一度掘り起こすと締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせる等の工夫をしたか。	
⑤ 2t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工したか。(必要により、施工区間を路線図に記入)			
6 排水施設	① 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置したか。		
	② 排水溝は、維持管理を考慮し、開きよとしたか。		
	③ 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮したか。		
	④ 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置したり、植生マットで覆うなどの処理を行ったか。		

別記様式第2号

区分		チェック項目	チェック欄	特記事項
I 施工	6 排水施設	⑤ 湧水がある場合、側溝などを設け適切に導水処理を行ったか。(湧水がある場合、必要により、路線図に記入)		
		⑥ 小溪流を横断する場合は、原則として暗きよではなく洗い越しで施工したか。(必要により、施工箇所を路線図に記入)		
	7 伐開	① 施業地の斜面の方向や地域の気象条件を考慮し、必要最小限の幅としたか。		
		② 伐開の幅は、施業地の土質を考慮して決定したか。		
		③ 路線沿いの立木は、できるだけ残すようにしたか。(路肩部分の保護、車両の転落に対する走行上の安心感を与える効果もある)		
	④ 伐開の幅は必要な範囲に限定したか。			
II 周辺環境への配慮	① 森林作業道の作設工事中及び森林施業の実施中、公道や溪流に土砂が流出したり、土石が周辺に転落しないよう、必要な対策をとったか。(対策内容を特記事項欄に記入)			
	② 事業実施中、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合、必要な対策を検討したか。(対策内容を特記事項欄に記入)			
III 管理	① 必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正な管理をしたか。(管理方法を特記事項欄に記入)			
	② 丸太組工を施工したときは、地権者等に対して、施工箇所(外から施工箇所を確認できない場合)、腐朽状況の確認方法及び維持管理の方法等機能維持に必要な対策を具体的に説明したか(その場合、説明内容、説明相手方等の記録を保存すること)。(説明相手方等を特記事項欄に記入)			
	③ ゲートの設置・施錠等により一般車両の進入を禁止するなど、管理上必要な措置を講じたか。			
	④ 森林作業道台帳は作成したか			

注 事業計画者や作業従事者が計画の企画立案や作設作業実施時に考慮した場合は、チェック欄に「☑」を記入するとともに、特に留意した点などを特記事項欄に記入すること。項目の該当がない場合は「-」を記入すること。

(別記様式第3号)

森林環境保全直接支援事業事前計画書

事業主体名: _____

(1)間伐、更新伐

所在地			森林経営計画		特定間伐等 促進計画 の有無	間伐を実施する森林現況			間伐の内容			出材予定 時期	申請予定 時期	図面 番号	保安林指定 の有無	備考
市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	認定日	認定番号		面積 (ha)	樹種又は 林相	林 齢	間伐 方法	搬出材積 (m ³)	平均材積 (m ³ /ha)					

(2)森林作業道整備

市町村	起 点		終 点		路線名	路網整備の内容		図面 番号	保安林指定 の有無	備考
	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	市町村	字(大字) 又は林班		地番又は 林小班	開設延長 (m)			

※森林作業道チェックリスト 様式1【路線計画用】を添付すること。

(3)人工造林

事業箇所①

伐採 実施 年度	植栽 実施 年度	伐採 方法	所在地			森林経営計画		特定間伐等 促進計画 の有無	特定植栽 促進区域 の有無	特に効率的な 施策が可能な 森林の有無	森林現況		伐出方法等			図面 番号	保安林指定 の有無	保安林 指定施業要件 (植栽密度)	備考
			市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	認定日	認定番号				樹種	林齢	搬出材積 (m ³)	伐採面 積(ha)	伐出事業者				
植栽方法等			植栽樹種																
申請 予定時期	植栽面積 (ha)	植栽事業者		一貫施業の 実施予定	樹種		1ha当たりの植 栽本数												

※事業箇所毎に記入すること。

(5) 下刈り(4回目以降、7年生以上、又は2回刈の場合に限る)

所在地			整備の内容						特定間伐等 促進計画 の有無	下刈が必要な理由	備考
市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	林齢	事業量 (ha)	「1回刈」又 は「2回刈」	下刈りの 実施回数(累 計)	実施月				
							1回目	(2回刈のみ) 2回目			
〇〇市	5	い1	2	1.00	2回刈	2、3回目	6月	8月	有	〇月に1回刈を実施した後、〇月(〇ヶ月経過)に現地を確認したところ、写真No〇のとおり下層植生が植栽木の樹頂点を越えるところまで成長し、被圧により成長を阻害されていることから、早急に2回刈が必要であるため。	記載例
〇〇市	4	ろ2	5	2.00	1回刈	4回目	7月	-	有	昨年度現地調査を実施したところ、当施行地の下層植生は写真No〇のとおりH=〇.〇mまで成長することが分かっている。今年度、植栽木の樹高を標準地を設定し確認したところH=〇.〇mとなっており、このままでは下層植生が樹頂点を越え、成長を阻害すると思われることから、下刈りが必要と判断する。	記載例
〇〇市	3	は3	6	3.00	1回刈	5回目	7月	-	有	過年度に現地調査を実施したところ、当施行地の下層植生はH=〇.〇mまで成長することが分かっている。昨年度の下刈り実施時のスギ(植栽木)の樹高は、写真No〇のとおりH=〇.〇mであり、当地域におけるスギの年間成長量は年間〇.〇m程度であることから、今年度のスギの樹高はH=〇.〇m程度となっていると想定される。よって、今年度においてはスギの樹頂点が下層植生の高さを超えることはないことから、下刈りが必要と判断する。	記載例

現地状況写真(下刈りの必要性が確認できる写真)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px;">写真</div> </div> <p>写真No _____</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px;">写真</div> </div> <p>写真No _____</p>	<p>写真No _____</p> <p>現地状況の概要:</p>
		<p>写真No _____</p> <p>現地状況の概要:</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px;">写真</div> </div> <p>写真No _____</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px;">写真</div> </div> <p>写真No _____</p>	<p>写真No _____</p> <p>現地状況の概要:</p>
		<p>写真No _____</p> <p>現地状況の概要:</p>

(注) 添付書類

位置図(縮尺は任意)

(7) 事前計画の対象とする区域

(4) 既設林内路網の位置

(6)一貫作業(林相転換特別対策)

①伐倒、植栽等

実施年度	申請 予定時期	所在地			伐倒・搬出集積の内容							地拵え・植栽の内容			スギ人工林伐採 重点区域内 であることの確認	図 番 号	保安林指定 の有無	備考
		市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	伐倒面積 (ha)	搬出面積(ha)	樹種	林齢	作業 システム	搬出材積 (m ³)	出材予定 時期	地拵面積 (ha)	植栽面積 (ha)	苗木の樹種 及び品種				

※1 当該事業は「スギ人工林伐採重点区域」内でのみ実施可能であることから、同区域に施業区域が含まれることを確認し、「スギ人工林伐採重点区域内であることの確認」欄に「該当」と記入すること。(該当しない箇所は補助対象とならない。)

※2 「伐倒・搬出集積の内容」の「作業システム」欄は、「車両系」もしくは「架線系」のいずれかを記入する。

※3 苗木生産業者への発注書等の書類を添付すること。なお、書類には花粉症対策苗木等であること及びコンテナ苗であることが明示されていること。

※4 当該事業に係る森林作業道整備については、「(2) 森林作業道整備」に記載すること。

〇〇 第 〇〇号
〇〇 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇所長

〇〇年度森林育成事業に係る事前計画の補正について（通知）

年号〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で提出がありました事前計画について確認した結果、下記のとおり補正する必要があると認められるので、補正後の事前計画を年号〇年〇月〇日までに提出願います。

なお、補正を行わずに事業を実施した場合、該当する施行地については補助金の交付を行うことはできませんので承知願います。

記

事業種	施行地の所在	事業量	補正内容とその理由

(別記様式第7号)

造 林 樹 種 承 認 申 請 書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
申請者

別紙のとおり造林したいので、森林育成事業実施要領第12の規定により、申請します。

※添付書類 造林樹種説明書（別紙）

造林樹種説明書

樹種名			
樹種の特徴		・国内の分布範囲（北限： ～南限： ） ・用途 ・その他（想定される病虫害等の被害等）	
樹種の選定理由と必要性			
造林予定地（所在地）		市・町・村 地内	
造林予定地の概況	現況	①伐採跡地（前生樹： ） ②その他（ ）	
	地形	①尾根 ②沢筋 ③凸型斜面 ④凹型斜面 ⑤平衡斜面 ⑥その他（ ）	
	土壌	①褐色森林土 ②黒色土 ③赤・黄色土 ④その他（ ）	
造林予定面積			
1 ha 当たり植栽本数			
苗木の生産地			
苗木見積価格(円/本)			
造林後の育林方法 (下刈期間、除・間伐時期等)			
補植が必要となった場合の対応		①補植する（同樹種・異樹種） ②場合により補植する（同樹種・異樹種） ③補植できない ④その他（ ）	
周辺地域における申請樹種の造林及び生育状況		・造林箇所 ①あり ②なし ・造林している場合の生育状況 ①良好 ②不良 (不良の場合の状況：)	
(参考) 周辺地域の自生状況	自生の有無	①自生している ②自生していない(又は確認していない)	
	自生地の概況	確認箇所	市・町・村 地内
		生育状況	①群生（樹高： m程度） ②単木的に生育（樹高： m程度）
		地形	①尾根 ②沢筋 ③凸型斜面 ④凹型斜面 ⑤平衡斜面 ⑥その他（ ） ・斜面方向（東・西・南・北） ・標高（おおむね m）
		土壌	①褐色森林土 ②黒色土 ③赤・黄色土 ④その他（ ）

※「造林予定地の概況」、「補植が必要になった場合の対応」、「周辺地域における申請樹種の造林及び生育状況」、「周辺地域の自生状況」については該当するものに○を付け、必要事項を記入する。

※添付書類：①森林計画図（造林予定地を図示）

②造林予定地の写真

③参考資料（参考文献、調査報告書等の参考資料がある場合に添付）

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

事業主体 殿

完了検査実施主体の長

〇〇年度森林育成事業「
」の完了検査の実施につ
いて（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者の立会いをお願いします。

記

- 1 完了検査日時
- 2 完了検査員 職 氏名

完了検査復命書

年 月 日

殿

検査職員職氏名 印

下記のとおり完了検査を実施したので、復命します。

記

事業名	〇〇年度 事業 ()
検査年月日	年 月 日から 年 月 日まで
検査概要	別紙のとおり
立会者	
検査の内容	
手直し事項	
検査意見	
添付資料	

UAV（ドローン）による写真測量報告書

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 施業実施後
- 2 市町村名：〇〇市町村
- 3 事業種：
- 4 申請内訳書の整理番号：〇〇～〇〇
- 5 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
 - (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
 - (2) トータルステーションによる座標値計測
 - (3) GNSS 受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）
 - (4) 検証点間距離の実測
- 6 精度確認結果（(1) と (2) のいずれかに記載すること）
 - (1) 座標値

イ 検証点 1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X			
緯度又は Y			

ロ 検証点 2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離（m）
経度又は X			
緯度又は Y			

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が 3 m 以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

①現地における計測値（m）	②写真測量による計測値（m）	①－②	基準値（①*0.05）

※許容範囲：①と②の差が「①*5/100」以下であること。

なお、小数点第 2 位まで記載すること（小数点第 3 位を四捨五入）。

別記様式第 11 号

7 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置

- ※事業実施後のオルソ画像を添付する。
- ※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。
- ※検証点の位置を、赤丸で明示する。
- ※スクリーンショットも可とする。

8 施行区域の面積又は延長

A=〇〇.〇〇ha (L=〇〇.〇〇m)

※7、8については、当該事項が明示された帳票等を添付する場合、記載を省略できるものとする。

9 添付資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

1 (例)

保存フォルダ名	2021-01-11-5-イ-2
事業主体名	〇〇森林組合
事業種	間伐
市町村	〇〇市
代表林小班	5-イ-2
ウイルス対策ソフト名	〇〇〇〇
ウイルスチェック実施年月日	2021/1/10
ウイルス定義ファイル日付	2021/1/5

5

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

2

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

6

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

3

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

7

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

4

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

8

保存フォルダ名	
事業主体名	
事業種	
市町村	
代表林小班	
ウイルス対策ソフト名	
ウイルスチェック実施年月日	
ウイルス定義ファイル日付	

※電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R、DVD-RW等）のケース等に添付すること。

なお、不要な部分は切り取って構わない。

(別記様式第13号)

森林育成事業施行地の転用等（補助金返還）届出書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(住所)
(氏名) 印

このことについて、下記のとおり転用等（補助金返還）しますので、森林育成事業実施要領第18の規定により届け出ます。

記

1 転用等（補助金返還）に至る経緯等

(1) 補助金交付申請

- ① 申請者の住所氏名
- ② 申請年月日及び申請面積

(2) 補助金交付及び確定

- ① 交付年月日
- ② 補助金額

(3) 補助金受領

- ① 受領年月日
- ② 補助金額

(4) 転用等（補助金返還）区域の面積

(5) 転用等（補助金返還）区域に相当する補助金額（国費、県費）

(6) 転用等（補助金返還）の事由

2 添付書類

- (1) 補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 転用等計画に係る区域見取り図等

(別記様式第 1 4 号)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

(住所)
(氏名) 印

森林育成事業施行地の転用等に係る補助金返還の減免について（協議）
このことについて、下記のとおり補助金返還の減免を受けたいので、森林育成事業実施要領第 1 9 の規定により協議します。

記

- 1 転用等に至る経緯等
 - (1) 補助金交付申請
 - ① 申請者の住所氏名
 - ② 申請年月日及び申請面積
 - (2) 補助金交付及び確定
 - ① 交付年月日
 - ② 補助金額
 - (3) 補助金受領
 - ① 受領年月日
 - ② 補助金額
 - (4) 転用等（補助金返還）区域に相当する補助金額（国費、県費）
 - (5) 補助金返還免除の事由
- 2 添付書類
 - (1) 補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
 - (2) 転用等計画に係る区域見取り図等
 - (3) その他（土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条に係る認定書写等）

〇〇事務所長 殿

〇〇 〇〇

〇〇年度森林育成事業に係る事前確認（再確認）について（依頼）
このことについては、下記のとおりです。

記

1 対象となる事業種及び施行地

事業種	面積 (延長)	施行地住所	事業完了 (予定) 日	事業完了後30日以内の 補助金交付申請が困難である理由 (再確認の場合は記載不要)
計				

2 事前確認（再確認）実施希望日
年号〇年〇月〇日

(別記様式第16号)

事前確認復命書（事前確認・再確認）

年 月 日

殿

確認者職氏名 印

下記のとおり完了検査を実施したので、復命します。

記

確認年月日	年 月 日から 年 月 日まで
事業主体名	
立会者	
事業種	
確認内容の概要	別紙のとおり
意見	事前確認の結果、改修は不要・改修が必要
改修に係る 指示事項	
備考	

※該当しない事項は（取り消し線等により）削除すること

森 林 作 業 道 台 帳

市町村(旧町) 実施主体名

台帳整理番号		路線名			事業箇所		起点	終点				
施 工 概 要 及 び 維 持 管 理 ・ 修 繕 の 状 況												
年度	開設・補強・修繕等	延長	幅員	事業費	補助金額	事業名		事業内容				
		m	m	千円	円							
		m	m	千円	円							
		m	m	千円	円							
		m	m	千円	千円							
関 連 森 林 施 業 等								森林計画制度 森林経営計画 認定日及び認定番号				
年度	施工箇所				施業実績							
	林班	小班	枝班	面積	施業種	施業内容	事業名	年月日				
				ha				年 月 日				
				ha				年 月 日				
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
施業制限の有・無		種類			許認可等	申請日	年月日	許可日	年月日	許可期間	～	年月日
有 ・ 無							年月日		年月日		～	年月日
							年月日		年月日		～	年月日
受益者戸数		戸	森林所有者	住所			氏名			備考		

※¹ 台帳は、位置図(1/25、000)、森林計画図(1/5、000)、事業実績(清算)書類を添付して管理すること。

※² 事業費は原則として実行経費を記載すること。実行経費の把握が困難な場合は、標準経費(標準単価方式による場合)を記載すること。

防 護 柵 台 帳

市町村(旧町)	実施主体名
---------	-------

台帳整理番号		箇所名		事業箇所		起点	終点					
施工概要及び維持管理・修繕の状況												
年度	設置・維持管理等	延長	高さ	事業費	補助金額	事業名	事業内容					
	開設	m	m	円	円							
	維持管理	m	m	円	円							
		m	m	円	円							
		m	m	円	円							
関連森林施業等							森林計画制度 森林経営計画 認定日及び認定番号					
年度	施工箇所				施業実績							
	林班	小班	枝班	面積	施業種	施業内容	事業名	年月日	年月日			
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
				ha								
施業制限の有・無		種類			許認可等	申請日	年月日	許可日	年月日	許可期間	～	年月日
							年月日		年月日		～	年月日
有・無							年月日		年月日		～	年月日
受益者戸数		戸	森林所有者	住所			氏名			備考		

※台帳は、位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5,000)、事業実績(清算)書類を添付して管理すること。

※事業費は原則として実行経費を記載すること。実行経費の把握が困難な場合は、標準経費(標準単価方式による場合)を記載すること。

防 護 柵 台 帳

市町村(旧町)		実施主体名	
---------	--	-------	--

台帳整理番号		箇所名		事業箇所	起点	終点		
性能を継続的に確保するための巡視の状況								
巡視 年月日	巡視実施者(代表)		補修の 要否	想定される原因	破損の状況	修繕の実施状況		所長へ の報告
	所属	職・氏名				状況	完了日	

※巡視は年間を通して適宜実施し、その性能を継続的に確保すること。(年間を通じできるだけ多くの機会を設けるよう努めること。)
※修繕を実施した場合は、1ページ目の「施工概要及び維持管理・修繕の状況」に詳細を記入すること。
※実施した年間の巡視の実施状況及び修繕内容を台帳に追記の上、事業実施年度の翌年から5年間、毎年5月31日までに所長に写しを提出すること。
※当該表は適宜行を追加して使用すること。

(別記様式第19号)

見積書

所在地	市町村		大字・字		地番	林班	小班	枝番	所有者				
森林現況	面積		ha	樹種		林齢		年生	成立本数		本	立木材積	m ³
											本/ha		m ³ /ha
施業内容	伐採率		%	伐採本数		本	搬出材積				m ³	作業道開設	m
						本/ha					m ³ /ha		

事業費内訳

調査・選木	面積	ha	× 単価	円/ha	①		
作業道設計	延長	m	× 単価	円/m × 負担割合	%	②	
伐採	除伐・切捨て	面積	ha	× 単価	円/ha		
	伐倒	本数	本	× 単価	円/本		
	造材	搬出材積	m ³	× 単価	m ³ /ha		
	集材	搬出材積	m ³	× 単価	m ³ /ha		
	小計					③	
作業道開設	開設	延長	m	× 単価	円/m	④	
	資材1	構造物	個	× 単価	円/個	⑤	
	資材2	構造物	個	× 単価	円/個	⑥	
	資材3	構造物	個	× 単価	円/個	⑦	
	負担割合	④～⑦の計		円 × 負担割合	%	⑧	
機械回送	台数	台	× 単価	円/台 × 負担割合	%	⑨	
直接事業費計	①②③⑧⑨の計					⑩	
諸経費	⑩				×	%	⑪
手数料	⑩⑪の計				×	%	⑫
消費税	⑫の10%						⑬
事業費計	⑩～⑬の計						⑭

補助金

造林補助金	事業名 ()	ha	
作業道開設補助金	事業名 ()	m	
計			⑰

森林保険料

保険料 (1年分)	面積	ha	× 単価	円/ha	⑱
-----------	----	----	------	------	---

想定見積額	⑭ - ⑰ + ⑱	
-------	-----------	--

現況写真

施業地図面

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

(別記様式第20号)

精算書

年 月 日

殿

〇〇森林組合

組合長 〇〇 〇〇 印

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結年 月日	年 月 日		工期	着工 年 月 日		完了 年 月 日			
所在地	市町村	大字・字		地番	林班	小班	枝番	所有者	
森林現況	面積	ha	樹種	林齢	年生	成立本数	本	立木材積	m ³
							本/ha		m ³ /ha
施業内容	伐採率	%	伐採本数	本	搬出材積	m ³	作業道開設		m
				本/ha		m ³ /ha			

(別記様式第20号) (別紙)

事業費内訳

調査・選木	面積	ha	× 単価	円/ha	①
作業道設計	延長	m	× 単価	円/m × 負担割合	% ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha	× 単価	円/ha
	伐倒	本数	本	× 単価	円/本
	造材	搬出材積	m ³	× 単価	m ³ /ha
	集材	搬出材積	m ³	× 単価	m ³ /ha
	小計				③
作業道開設	開設	延長	m	× 単価	円/m ④
	資材1	構造物	個	× 単価	円/個 ⑤
	資材2	構造物	個	× 単価	円/個 ⑥
	資材3	構造物	個	× 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円	× 負担割合	% ⑧
機械回送	台数	台	× 単価	円/台 × 負担割合	% ⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計				⑩
諸経費	⑩ ×				% ⑪
手数料	⑩⑪の計 ×				% ⑫
消費税	⑫の10%				⑬
事業費計	⑩～⑬の計				⑭

補助金

造林補助金	事業名 ()	ha	
作業道開設補助金	事業名 ()	m	
計			⑰

森林保険料

保険料 (1年分)	面積	ha	× 単価	円/ha	⑱
-----------	----	----	------	------	---

精算額	⑭ - ⑰ + ⑱			
-----	-----------	--	--	--

現況写真

施業地図面

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

(別記様式第21号)

○年度森林育成事業完了届

★申請単 位番号	★申請番号	施行地		★林小班			作業種	樹種	林齢 (植栽年度)	面積 (延長)	間伐率	森林経営計画 等	集約化実施計画	事前計画提出日 (人工造林、間伐、更新伐)	図面 番号	育単・育 複別	備考	★所有者、地 番確認
		(大字字)	(地番)	林班	小班	枝番						認定番号	承認番号					
	【記載例】	○○	○○	20	1	ア	間伐 (定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	—	○年○月○日	①	単	(経営計画)	
				20	2	イ	間伐 (列状)	スギ	40	1.22	30	202-14-303	—	○年○月○日	②	単		
				20	3	ウ	間伐 (定性)	スギ	35	1.88	30	202-14-303	—	○年○月○日	③	単		
								小計	5.40									
								小計										
								合計	5.40									
使用苗木					完了年月日	年 月 日		これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと							有・無			

その他の必要な事項

上記のとおり完了したので届けます。なお、森林育成事業補助金交付申請の手続きをお願いします。 年 月 日

○○森林組合長 ○○ ○○殿

事業者 住所
氏名

記載の注意

- 1) ★印は森林組合で記入します。
 - 2) 事業箇所の番地は正確に書いてください。
 - 3) 事業者氏名は、施行地の所有者(登記されている人又は税を納めている人)の名前でお願いします。
 - 4) 所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
 - 5) 記入欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。
- 注1:「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。
注2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存する。
注3:個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。

(別記様式第22号)

測量野帳 (コンパス測量)

事業地名 : X累計 mm
測定者 : Y累計 mm
測定年月日 : 年 月 日 水距累計 mm
林小班 : 高度累計 mm
事業種 : 精度 /
面積 ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

注1 : 事業地名は、字 (大字) ・地番を記載する。
注2 : 面積の単位は ha とし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。
注3 : 角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

(別記様式第24号)

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1:「摘要」欄には、収入(支出)先を記入する。

注2:「備考」欄に事項(苗木代、肥料代等)を記入する。

(別記様式第25号)

〇〇年度森林育成事業施行台帳

(単位:ha、m、%、円)

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	収入								支出						差引額	備考															
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		補助金交付内訳								木材販売	所有者負担	その他収入	計	事務手数料	苗木代			森林保険料	運送費	市売手数料	その他支出	計										
								作業種	樹種	林齢(植栽年度)	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額																							

注1: 施行地ごとに、収入及び支出を整理する。

注2: 収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

(別記様式第 2 6 号)

〇〇年度補助金及び経費明細書

(単位:ha、m、%、円)

申請番号	施行地			林小班			森林所有者	補助金交付内訳							精算内訳					支払額	補助金支払年月日	備考					
	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		作業種	樹種	林齢(植栽年度)	齢級	面積・延長	伐採率	森林経営計画等の認定番号	補助金額	事務手数料	苗木代	森林保険料	計								

注1:補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。
注2:補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。
注3:補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により賄うべきもののみとする。

(別記様式第27号)

〇〇年度森林育成事業補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 殿

代理人 〇〇森林組合

組合長 〇〇 〇〇 印

申請の委任があった〇〇年度森林育成事業補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度森林育成事業補助金交付額 _____ 円

2 精算額

(1) 事務取扱手数料 _____ 円

(2) 〇〇〇の立替代金 _____ 円

(3) 森林保険料 _____ 円

計 _____ 円

3 差引支払額 _____ 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

(別記様式第28号)

番 号
年 月 日

事業主体 殿

〇〇所長

〇〇年度森林育成事業（更新伐）の更新調査（再調査）の実施について
（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者の立会いをお願いします。

記

- 1 更新調査（再調査）日時
- 2 調査箇所
- 3 調査員 職 氏名

(別記様式第29号)

更新調査復命書 (更新調査・再調査)

年 月 日

殿

調査員職氏名 印

下記のとおり更新調査を実施したので、復命します。

記

調査年月日	年 月 日から 年 月 日まで	
調査箇所	〇〇市〇〇字〇〇外 (施行地数：〇〇箇所)	
更新伐	実施年度	〇〇年度森林育成事業
	申請者	
	事業主体	
立会者		
調査概要	別紙のとおり	
検査意見	更新完了基準を 満たしている (合格) 満たしていないため後日再調査を実施 (不合格) (再調査対象施行地数：〇〇箇所) 満たしていない (不合格)	
備考		

※該当しない事項は (取り消し線等により) 削除すること

別記様式第 30 号

特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関する協定書

宮城県（地方公共団体）（以下「甲」という。）と〇〇（森林所有者）（以下「乙」という。）及び〇〇（事業主体）（以下「丙」という。）は、宮城県「補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）」、宮城県「森林育成事業補助金交付要綱（平成15年4月23日施行）」及び宮城県「森林育成事業実施要領（平成15年8月21日施行）」（以下、「規則等」という。）に基づく特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定締結の日から令和〇年〇月〇日まで（〔雛形注：作成にあたっては、（ ）書きを削除〕第4条の施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間は担保すること）とする。

2 この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林（宮城県が定める「スギ人工林伐採重点区域」）であり、別紙のとおりとする。

（〔雛形注：作成にあたっては、（ ）書きを削除〕別紙とせず、以下のとおりとして本条で対象森林を明記することも可。また、対象森林は、都道府県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であることに留意。）

（対象森林における施業）

第4条 丙は、第3条に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

（当事者の義務）

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

丙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、乙及び丙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙及び丙に助言等を行うこと。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、協定の期間中は対象とする森林

別記様式第 30 号

を転用しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(3) 丙の義務

ア 第4条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲及び乙に報告すること。

イ 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を遵守すること。

ウ 植栽する苗木については、花粉の少ない品種又は宮城県において花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種であることを確認すること。

(災害等による損害)

第6条 事業実施中及び完了後において、火災、天災及びその他甲及び丙の責に帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙は責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定人たる地位及び義務を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、丙が負担した第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに丙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災及びその他当事者の責に帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、乙が第5条(2)イに違反したときは、乙は、丙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。

2 事業が適切に実施され、補助金の交付を受けた場合、乙が第5条(2)イに違反したときは、丙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、宮城県に返還するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙及び丙が協議のうえ処理するものとする。

別記様式第 30 号

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 住 所 〇〇
氏 名 〇〇 (宮城県 [雛形注：作成にあたっては、()
書きを削除])

乙 住 所 〇〇
氏 名 〇〇 (森林所有者 [雛形注：作成にあたっては、
() 書きを削除])

丙 住 所 〇〇
団体名 〇〇 (事業主体 [雛形注：作成にあたっては、()
書きを削除])
氏 名 〇〇 (代表者 [雛形注：作成にあたっては、()
書きを削除])

別記様式第 30 号

(別紙)

(対象とする森林)

森林の所在地	林班	小班	樹種	林齢	面積	備考
計						